

大宮法科大学院大学ローレビューの最終号へ寄せて

2004年4月に本学が開学し、翌2005年には大宮ローレビューの創刊号が刊行された。開学後11年を経過したこの年に大宮ローレビュー11号として最終号とせざるを得ないことは、大変残念なことである。法科大学院は、理論と実務を架橋する法曹養成に特化した教育機関として創立された。大宮ローレビューの創刊号から8号までの研究者と実務家の論考から読み取れる内容もこの法科大学院の開学の理念にふさわしい内容となっている。

法律学は認識の学問と言うよりは実践知の体系であるにもかかわらず法科大学院の創設にあたってことさら理論と実務の架橋を標語とするという事実が日本における法曹養成制度の問題点を示している。創刊号の巻頭には当時の住吉博学長の「日本の法律家（いわゆる法曹）の供給と選抜が、条件となる関連の諸事情との見合いでどのような具体相をもって実現されるべきか、という問題はなお残されていて、機関としての法科大学院運営の関心からその問題について考察を試みようとするならば、いくつかの深刻な疑問に直面することになる。……法科大学院なる新教育機関の制度設計は日本の実情に十分な配慮をめぐらせた末のものであったのか、またその新規性について社会の理解、とりわけマスメディアの認識を確保する手立てを尽くしたものであったのか。その他にもいくつかはなはだ残念に思われるところがある。そしてその真底には、法と法律家をめぐる日本人全般の意識が問われるという問題が潜在している。」とする巻頭言が記されている。

法の支配は、法の支配が依拠する法システムを担う質量豊かな法曹の存在を不可欠な要素とする。法科大学院は、この法曹養成に特化した教育機関であり、法システムを実際に担う者の養成に特化している点で法学部におけるジェネラリストの育成のた

めの教育とは異なり、法システムが究極的には裁判の強制力に依拠するとしても裁判の場をも超えた法システムを担う弁護士の養成を基本とすべき点では司法研修所の教育とも異なる。法科大学院は、この11年間、極めて厳しい環境の下にあったが、日本の社会において法の理念の下、法システムを直接担う質量豊かな法専門職の養成機関としての法科大学院の必要性を否定し得るものではない。本学は、桐蔭法科大学院との統合を完成させ法科大学院制度に託した理念の実現を桐蔭法科大学院に引き継いだうえで平成27年9月末に法科大学院としての幕を閉じることになった。法科大学院制度の再生、発展を期待して大宮ローレビューの最終号をここに発刊する。

大宮法科大学院大学
学長 柏木 俊彦